

1 事業名

所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

2 事業の概要

埼玉県による荒川流域別下水道整備総合計画の変更に伴い、荒川右岸流域関連所沢公共下水道事業計画を変更したため、下水道事業の経営の規模（計画処理区域面積、計画処理人口及び計画 1 日最大汚水量）について、所要の改正を行うものである。

3 他自治体の類似する政策等

県内自治体では、狭山市、志木市、和光市等において、下水道事業の事業計画を変更し、条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

地方公営企業法、下水道法、荒川右岸流域関連所沢公共下水道事業計画

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第 8 5 号 所沢市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(経営の基本)

第 3 条 略

2 略

3 下水道事業の経営の規模は、下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）

第 4 条第 1 項に規定する事業計画に定める規模とする。

(経営の基本)

第 3 条 略

2 略

3 下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 計画処理区域面積は、6, 6 0 0ヘクタールとする。

(2) 計画処理人口は、3 1 8, 4 0 0人とする。

(3) 計画 1 日最大汚水量は、1 4 8, 8 0 0立方メートルとする。